

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 32,100 円 (32.1 円/L) の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項 </div>		
減収見込額	[初年度] — (▲22) [改正増減収額] —		
	(単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 生コンクリートは、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受け入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフト等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力等に転換することができない。 また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率 99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
担当者等 (連絡先)	担当課：素材産業課（課長）土屋博史（課長補佐）福澤秀典（担当）飯田健治、関口真里奈、遠藤若奈 電話：(代表) 03-3501-1511 (内線) 3731 (直通) 03-3501-1737 (FAX) 03-3580-6348 担当メールアドレス： iida-kenji@meti.go.jp , sekiguchi-marina@meti.go.jp , endo-wakana@meti.go.jp		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑な供給を図る
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	生コンクリートの供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。
	政策目標の達成状況	生コンクリートは安定的に供給されている。また、中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている
有効性	要望の措置の適用見込み	(年度) (適用数量 (kL)) 平成30年度 668 令和元年度 700 令和2年度 606 令和3年度 685 令和4年度 685 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調査」、 令和4年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	生コンクリート製造業は、地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることからも、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ウクライナ問題の影響からロシア産石炭のフェードアウト宣言を受け、コンクリートの原料であるセメント価格が急騰したが、他律的な要因による価格高騰であってもユーザー側から価格転嫁が十分に認められていない価格転嫁が非常に困難な業種。また、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、生コンクリート製造業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	(年度)	(適用件数)	(減収額(百万円))																		
	平成30年度	80	21																		
	令和元年度	84	22																		
	令和2年度	84	19																		
	令和3年度	81	22																		
	令和4年度	81	22																		
出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度は経済産業省試算																					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>生コンクリート製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることからも、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。</p> <p>本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を実現できる。</p>																				
前回要望時の達成目標	生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており低廉で安定的な供給が行われている。今般のロシア・ウクライナ問題の影響による燃料価格高騰を除き、急激な価格高騰及び雇用者の減少などにはつながっていない。</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>生コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>103.9%</td> <td>102.2%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>100.0%</td> <td>102.9%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>100.9%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>100.0%</td> <td>102.8%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>100.0%</td> <td>102.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：(一財) 経済調査会「積算資料」</p>				セメント(原料)	生コンクリート	平成30年	103.9%	102.2%	令和元年	100.0%	102.9%	令和2年	100.9%	101.4%	令和3年	100.0%	102.8%	令和4年	100.0%	102.0%
	セメント(原料)	生コンクリート																			
平成30年	103.9%	102.2%																			
令和元年	100.0%	102.9%																			
令和2年	100.9%	101.4%																			
令和3年	100.0%	102.8%																			
令和4年	100.0%	102.0%																			
これまでの要望経緯	<p>平成13年度：創設</p> <p>平成21年度：3年間延長</p> <p>平成24年度：3年間延長</p> <p>平成27年度：3年間延長</p> <p>平成30年度：3年間延長</p> <p>令和2年度：3年間延長</p>																				